

刈谷知立地域循環型社会形成推進地域計画

平成 22 年 12 月

平成 26 年 1 月 変更報告

刈 谷 市

知 立 市

刈谷知立環境組合

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	2
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	9
3	施策の内容	10
(1)	発生抑制、再使用の推進	10
(2)	処理体制	11
(3)	処理施設の整備	14
(4)	施設整備に関する計画支援事業	14
(5)	その他の施策	15
4	計画のフォローアップと事後評価	16
(1)	計画のフォローアップ	16
(2)	事後評価及び計画の見直し	16
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	17
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	26
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	27
参考資料様式 1	施設概要（リサイクル施設系）	28
参考資料様式 5	施設概要（浄化槽系）	29
参考資料様式 6	計画支援概要	33

刈谷知立地域 循環型社会形成推進地域計画

刈 谷 市
知 立 市
刈谷知立環境組合

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	刈谷市及び知立市
面 積	66.79 km ² (刈谷市 50.45 km ² 、知立市 16.34 km ²)
人 口	215,229 人 (刈谷市 145,794 人、知立市 69,435 人、 平成 22 年 10 月 1 日現在)

(2) 計画期間

本計画は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

刈谷知立地域は、愛知県のほぼ中央、名古屋の 25 キロメートル圏内に位置し、J R 東海道新幹線、東海道本線及び名鉄名古屋本線、三河線の鉄道路線に加え、伊勢湾岸自動車道（第二東名）を始め国道 1 号、国道 23 号等の広域幹線道路の通る交通に恵まれた地域で、自動車関連産業を中心とする第二次産業が発展している地域である。

市民、事業者、市が協働し、廃棄物の発生・排出の抑制、資源化の促進やエネルギーの有効利用といった循環型社会の形成推進を目指し、刈谷市は平成 20 年度に「刈谷市一般廃棄物処理基本計画」を作成し、また、知立市も平成 22 年度末に向けて一般廃棄物処理基本計画を見直し中である。

平成 21 年度からは、刈谷知立環境組合クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）において昭和 61 年度から平成 20 年度まで約 23 年間稼働を続けてきた旧焼却施設に代わり、同地にて平成 17 年度から平成 20 年度に掛けて整備された新焼却施設の供用が開始され、焼却灰の溶融や余熱による発電等、更なる資源循環を図っている。

また、生活排水対策については、公共下水道整備が当面見込めない区域について水環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置整備を進める。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 21 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1-1～図 1-3 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、77,979 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 13,808 トン、リサイクル率(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量)) は 17.7%である。

中間処理による減量化量は 57,147 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 77% が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 9.3% に当たる 6,935 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 63,687 トンである(破碎処理等一次処理後の焼却量を含む)。焼却施設では焼却余熱を利用した発電を実施し、灰溶融炉熱源やプラント機器動力等として自家消費し、余剰電力は外部へ売電している。また蒸気・温水の場内利用や、隣接する余熱利用施設(温水プール)への熱供給を行っている。

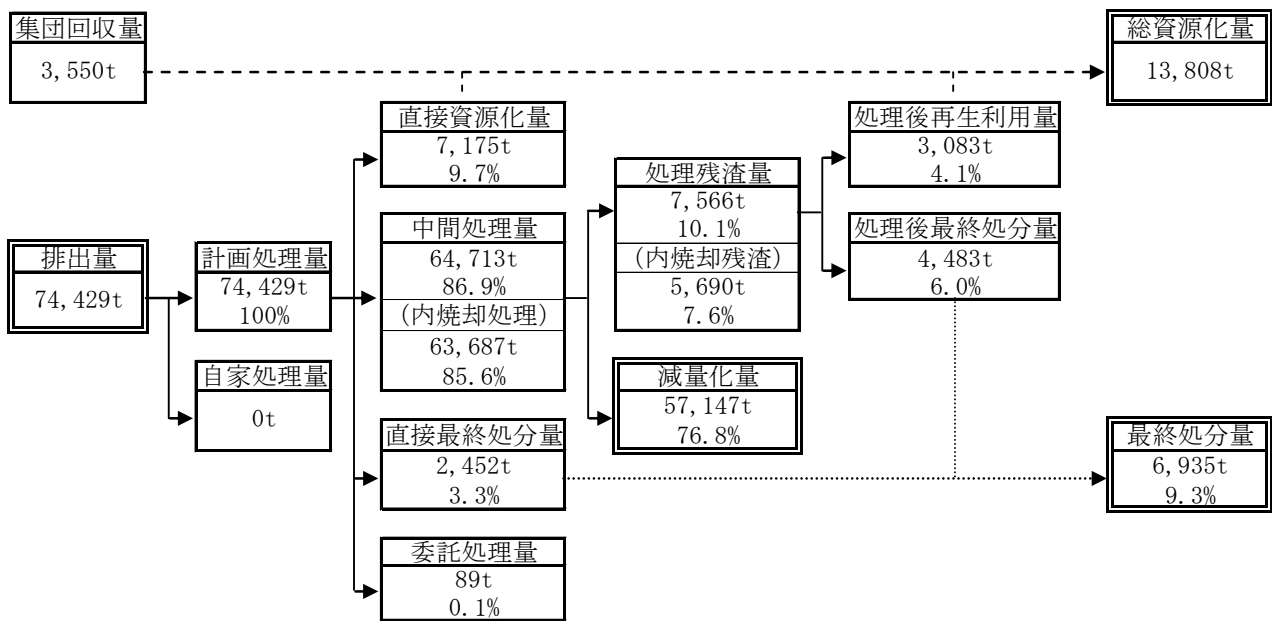


図 1-1 刈谷知立地域 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 21 年度)

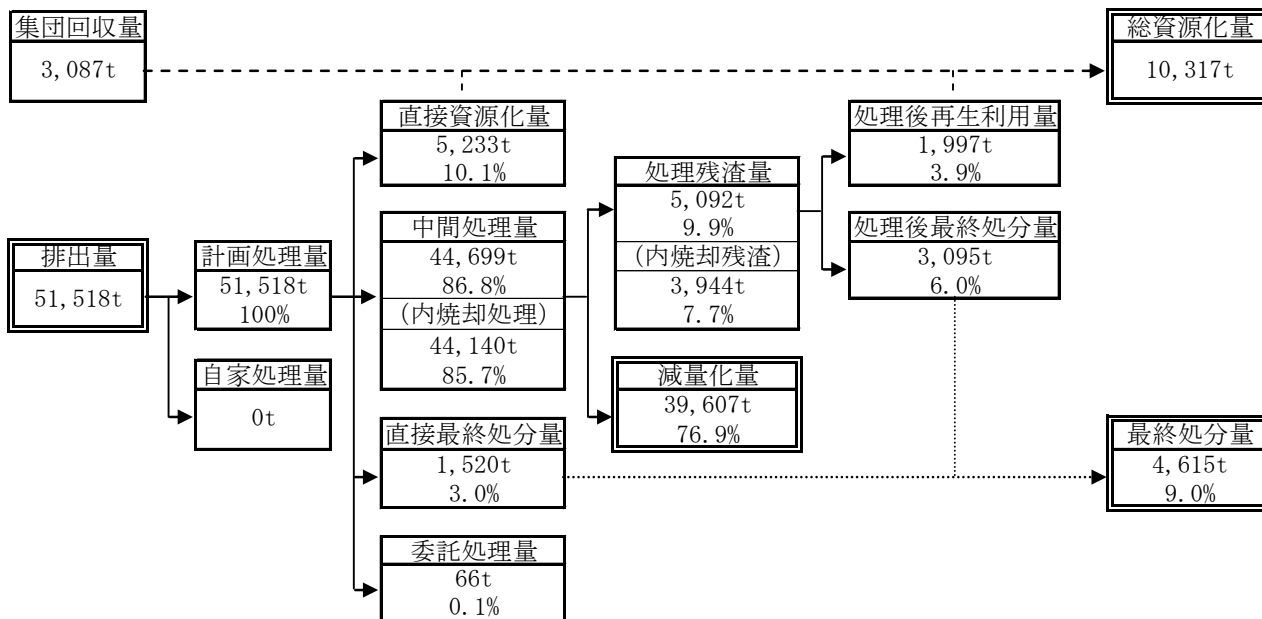


図 1—2 刈谷市 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 21 年度)

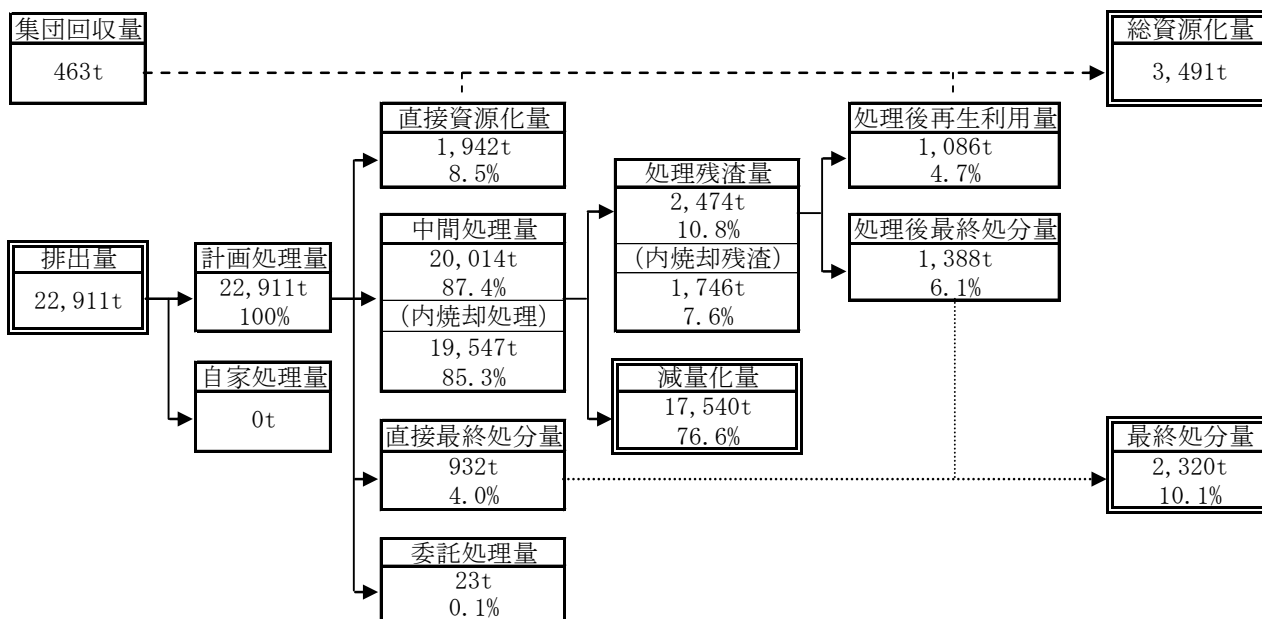


図 1—3 知立市 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 21 年度)

(2) 生活排水の処理の現状

平成 21 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次の通りである。

生活排水処理対象人口は、全体で 214,627 人であり、水洗化人口は 167,866 人、汚水衛生処理率 78.2% である。

し尿発生量は 3,704 k1/年、浄化槽汚泥発生量は 47,885 k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 51,589 k1/年である。

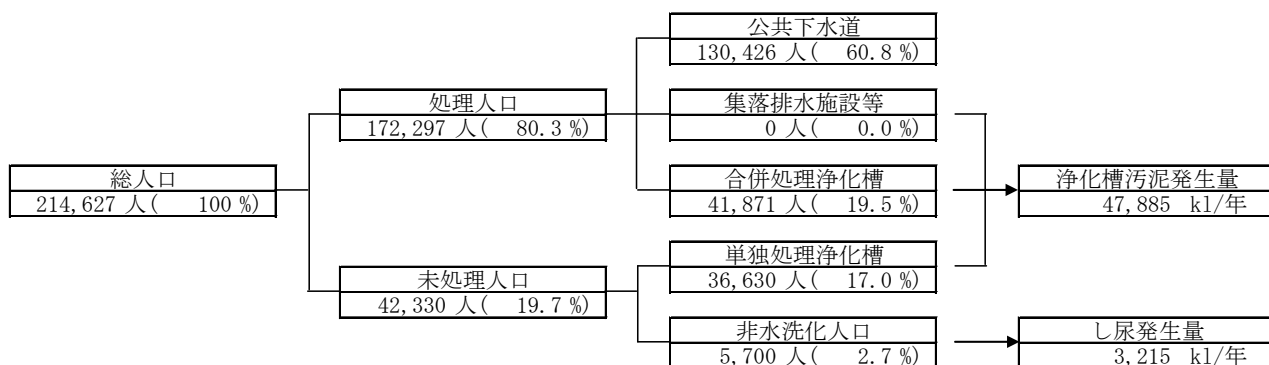


図 2—1 刈谷知立地域 生活排水の処理状況フロー(平成 21 年度)

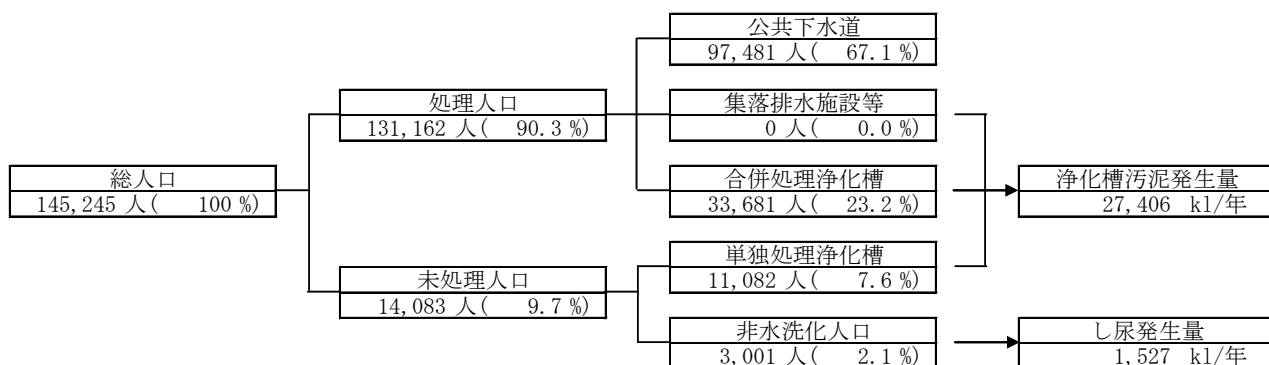


図 2—2 刈谷市 生活排水の処理状況フロー(平成 21 年度)

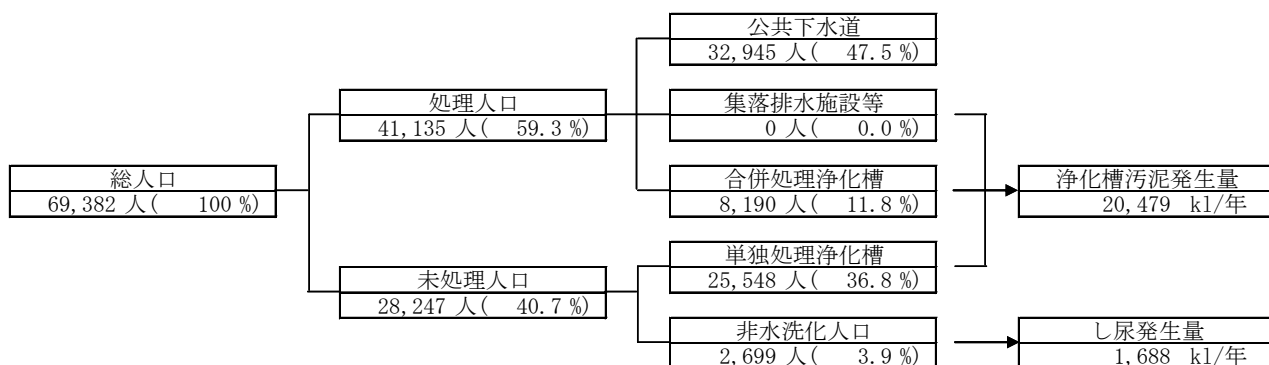


図 2—3 知立市 生活排水の処理状況フロー(平成 21 年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1-1～表1-3のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいく。

表1-1 刈谷知立地域 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標・単 位	現状 (割合 ^{※1}) (平成21年度)	目標 (割合 ^{※1}) (平成28年度)	
人 口	214,627 人	224,250 人 (4.5%)	
事業所数	7,810 事務所	7,762 事務所 (-0.6%)	
排 出 量	事業系 総排出量	20,453 トン (-17.3%)	
	うち焼却量	19,836 トン (-19.5%)	
	1 事業所あたりの排出量 ^{※2}	2,618.8 kg/事務所 (-16.8%)	
	うち焼却量	2,539.8 kg/事務所 (-19.0%)	
	家庭系 総排出量	53,976 トン (-1.0%)	
	うち焼却量	42,193 トン (-14.4%)	
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	218.1 kg/人 (-20.7%)	
	うち焼却量	196.6 kg/人 (-18.1%)	
	合 計 事業系家庭系排出量合計	74,429 トン (-5.5%)	
	うち焼却量 [破碎可燃物含む]	63,687 トン (-17.0%)	
1 人当たりの合計排出量 ^{※4}	313.4 kg/人 (-20.7%)		
うち焼却量 [破碎可燃物含む]	296.7 kg/人 (-20.6%)		
再生利用量	直接資源化量 7,175 トン (9.7%)	14,658 トン (20.9%)	
総資源化量	13,808 トン (18.6%)	24,561 トン (34.9%)	
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	26,057 MWh	21,615 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	57,147 トン (76.8%)	47,284 トン (67.2%)
最終処分量	埋立最終処分量	6,935 トン (9.3%)	3,758 トン (5.3%)

表1-2 刈谷市 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標・単 位	現状 (割合 ^{※1}) (平成21年度)	目標 (割合 ^{※1}) (平成28年度)	
人 口	145,245 人	154,095 人 (6.1%)	
事業所数	5,498 事務所	5,499 事務所 (0.0%)	
排 出 量	事業系 総排出量	14,331 トン (-20.0%)	
	うち焼却量	14,118 トン (-23.2%)	
	1 事業所あたりの排出量 ^{※2}	2,606.6 kg/事務所 (-20.0%)	
	うち焼却量	2,567.8 kg/事務所 (-23.2%)	
	家庭系 総排出量	37,187 トン (-0.5%)	
	うち焼却量	29,014 トン (-19.7%)	
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	220.0 kg/人 (-27.5%)	
	うち焼却量	199.8 kg/人 (-24.4%)	
	合 計 事業系家庭系排出量合計	51,518 トン (-5.9%)	
	うち焼却量 [破碎可燃物含む]	44,140 トン (-21.8%)	
1 人当たりの合計排出量 ^{※4}	318.7 kg/人 (-26.6%)		
うち焼却量 [破碎可燃物含む]	303.9 kg/人 (-26.3%)		
再生利用量	直接資源化量 5,233 トン (10.1%)	12,420 トン (25.7%)	
総資源化量	10,317 トン (20.0%)	19,347 トン (39.9%)	
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	18,060 MWh	14,116 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	39,607 トン (76.9%)	30,880 トン (63.7%)
最終処分量	埋立最終処分量	4,615 トン (9.0%)	2,254 トン (4.6%)

表 1—3 知立市 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標・単 位	現状 (割合 ^{※1}) (平成21年度)	目 標 (割合 ^{※1}) (平成28年度)	
人 口	69,382 人	70,155 人 (1.1%)	
事業所数	2,312 事務所	2,263 事務所 (-2.1%)	
排 出 量	事業系 総排出量	6,122 トン (-11.1%)	
	うち焼却量	5,718 トン (-10.3%)	
	1 事業所あたりの排出量 ^{※2}	2,647.9 kg/事務所 (-9.2%)	
	うち焼却量	2,473.2 kg/事務所 (-8.3%)	
	家庭系 総排出量	16,789 トン (-2.1%)	
	うち焼却量	13,179 トン (-2.7%)	
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	214.0 kg/人 (-5.4%)	
	うち焼却量	189.9 kg/人 (-3.8%)	
	合 計 事業系家庭系排出量合計	22,911 トン (-4.5%)	
	うち焼却量 [破碎可燃物含む]	19,547 トン (-6.2%)	
1 人当たりの合計排出量 ^{※4}	302.2 kg/人 (-7.3%)		
うち焼却量 [破碎可燃物含む]	281.7 kg/人 (-7.2%)		
再生利用量	直接資源化量	1,942 トン (8.5%)	
総資源化量	3,491 トン (15.2%)	2,238 トン (10.2%)	
熱 回 収 量	熱回収量 (年間の発電電力量)	7,997 MWh	7,499 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	17,540 トン (76.6%)	16,404 トン (74.9%)
最終処分量	埋立最終処分量	2,320 トン (10.1%)	1,504 トン (6.9%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1 事業所あたりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※4 (1 人当たりの排出量) = {(事業系家庭系総排出量合計) - (直接資源化量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

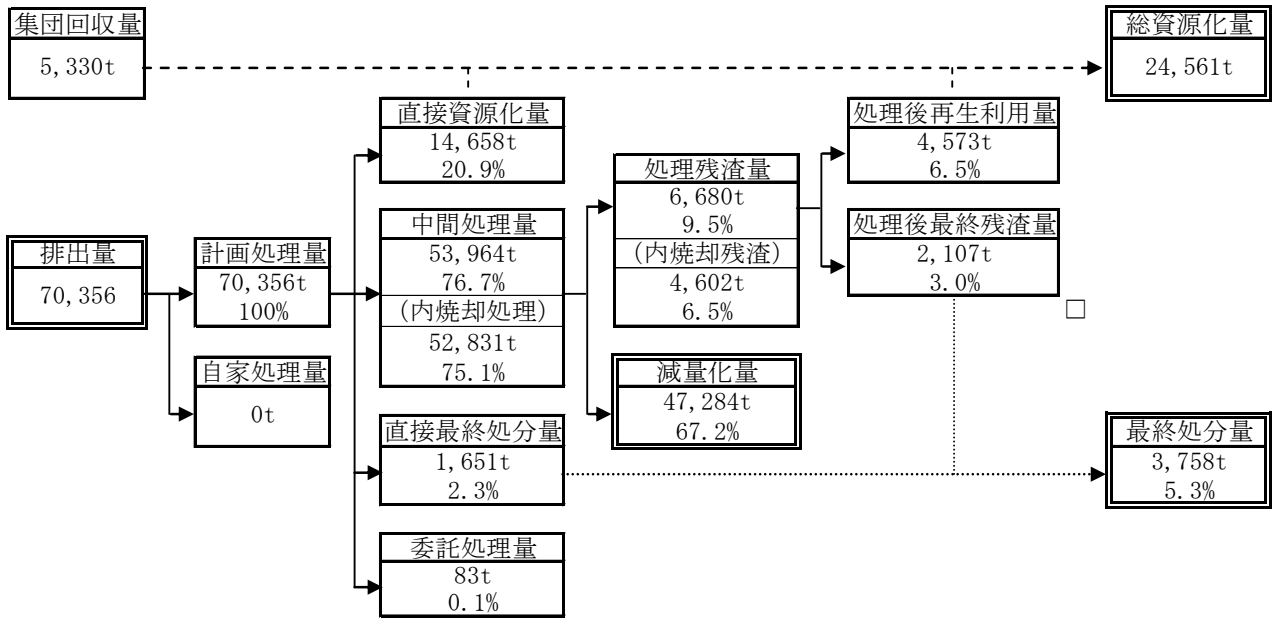


図3—1 刈谷知立地域 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成28年度)

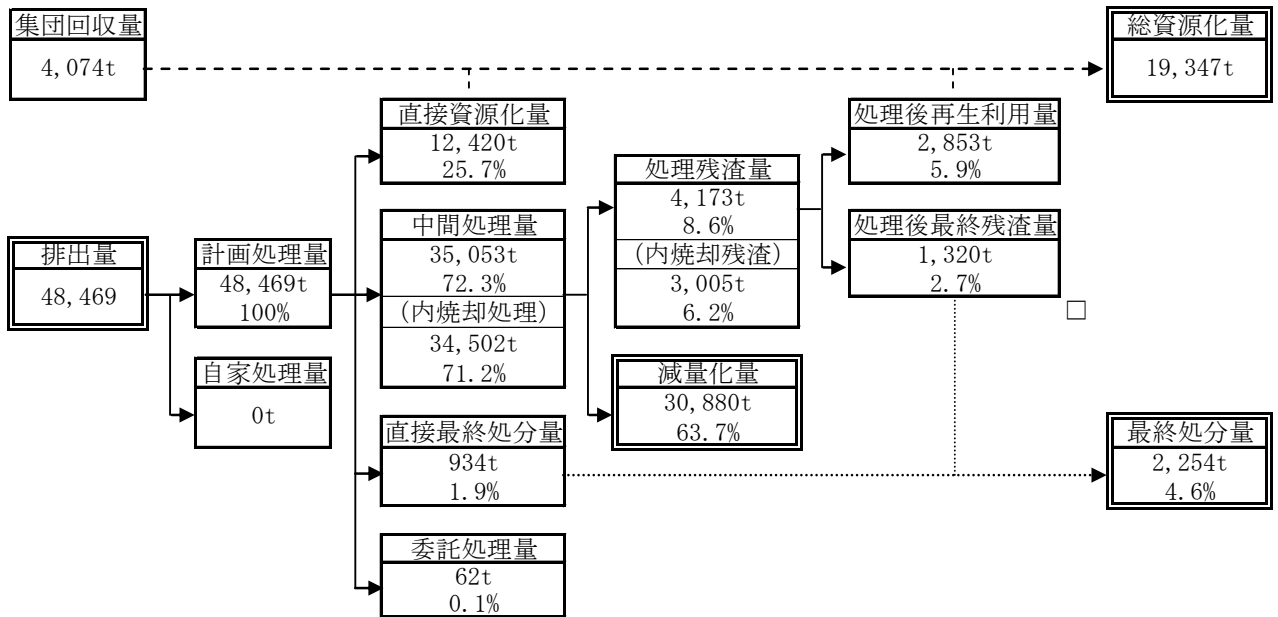


図3—2 刈谷市 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成28年度)

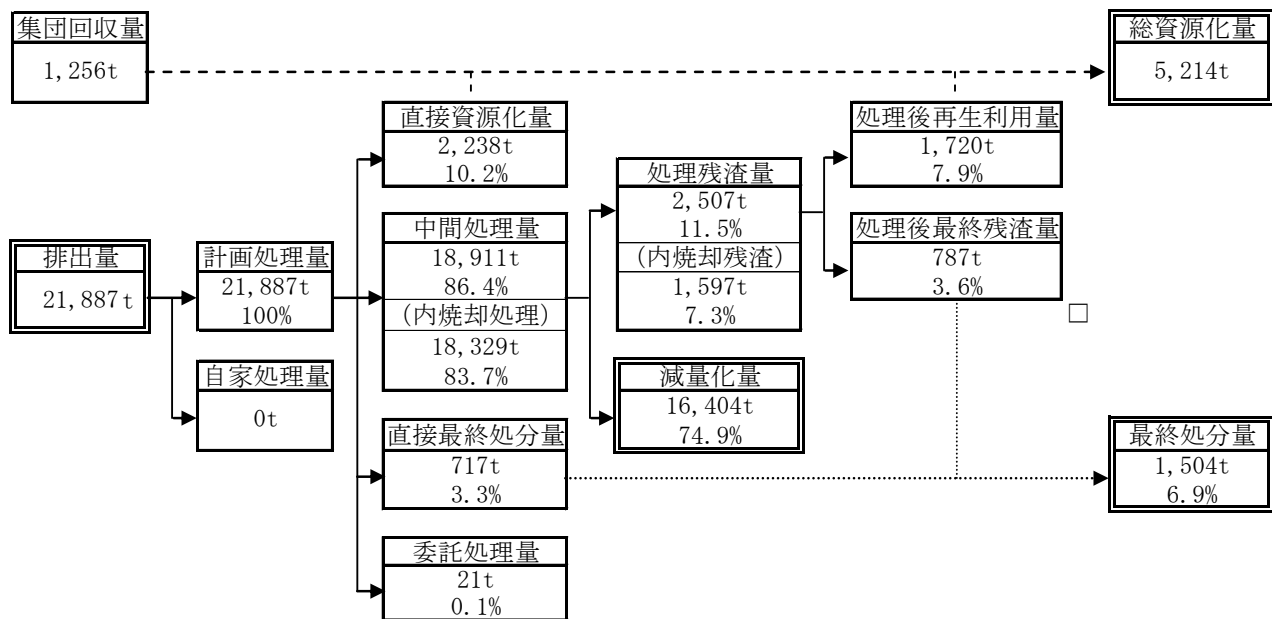


図3—3 知立市 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成28年度)

目標値設定の要点

下記の刈谷市並びに知立市一般廃棄物処理基本計画を基に、平成28年度目標を定めた。

一般廃棄物処理基本計画の数値目標

刈谷市 家庭系ごみ

- 資源ごみ以外の家庭ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ等）については、一人一日あたり排出量について、平成25年度において平成19年度実績値より25%、平成35年度において50%削減する。
- 資源ごみについては、一人一日あたり排出量について、平成25年度において、平成19年度実績値より126%、平成35年度において189%増加する。

事業系ごみ

- 排出量について、平成25年度において平成19年度実績値より25%、平成35年度において50%削減する。

知立市 家庭系ごみ

- 資源ごみ以外の家庭ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ等）については、一人一日あたり排出量について、平成28年度において平成12年度実績値（燃やせるごみについては平成21年度実績値）より3.8%削減する。
- 資源ごみについては、一人一日あたり排出量について、平成28年度において、平成21年度実績値より14%増加する。

事業系ごみ

- 排出量について、平成28年度において平成12年度実績値（粗大ごみについては平成21年度実績値）より3.8%削減する。

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2-1～表2-3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていく。

表2-1 刈谷知立地域 生活排水処理に関する現状と目標

□		平成21年度実績	平成28年度目標
処理形態別人口	公共下水道	130,426 人(60.8%)	155,449 人(69.4%)
	農業集落排水施設等	0 人(0.0%)	0 人(0.0%)
	合併処理浄化槽	41,871 人(19.5%)	42,904 人(19.1%)
	未処理人口	42,330 人(19.7%)	25,897 人(11.5%)
	合計	214,627 人	224,250 人
汚し尿の量	汲み取りし尿量	3,215 キロリットル	2,449 キロリットル
	浄化槽汚泥量	47,885 キロリットル	40,372 キロリットル
	合計	51,100 キロリットル	42,821 キロリットル

表2-2 刈谷市 生活排水処理に関する現状と目標

□		平成21年度実績	平成28年度目標
処理形態別人口	公共下水道	97,481 人(67.1%)	116,465 人(75.6%)
	農業集落排水施設等	0 人(0.0%)	0 人(0.0%)
	合併処理浄化槽	33,681 人(23.2%)	31,044 人(20.1%)
	未処理人口	14,083 人(9.7%)	6,586 人(4.3%)
	合計	145,245 人	154,095 人
汚し尿の量	汲み取りし尿量	1,527 キロリットル	1,492 キロリットル
	浄化槽汚泥量	27,406 キロリットル	21,540 キロリットル
	合計	28,933 キロリットル	23,032 キロリットル

表2-3 知立市 生活排水処理に関する現状と目標

□		平成21年度実績	平成28年度目標
処理形態別人口	公共下水道	32,945 人(47.5%)	38,984 人(55.6%)
	農業集落排水施設等	0 人(0.0%)	0 人(0.0%)
	合併処理浄化槽	8,190 人(11.8%)	11,860 人(16.9%)
	未処理人口	28,247 人(40.7%)	19,311 人(27.5%)
	合計	69,382 人	70,155 人
汚し尿の量	汲み取りし尿量	1,688 キロリットル	957 キロリットル
	浄化槽汚泥量	20,479 キロリットル	18,832 キロリットル
	合計	22,167 キロリットル	19,789 キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 普及啓発、環境教育、助成

ごみの分別収集やリサイクルに関する普及啓発用のチラシ・冊子を幅広く配布し、市民一人ひとりのごみ分別意識を高めるとともに、レジ袋削減・マイバッグ推進など企業との連携を図りながら、ごみを出さない行動を定着させ、ごみの減量化を促進する。

また、市民行動の日として刈谷市では530運動、知立市では7万人クリーンサンデー等のごみに対する市民意識の向上を図るイベントの実施や、施設見学会といった数々の啓発事業を実施しており、今後もこれらの事業を随時見直しつつ拡大継続し、市民意識の向上を促していく。

クリーンセンターに併設されたリサイクルプラザでは、市民が持ち寄った不要品及び再生補修家具のリサイクルショップによる展示販売を通じ、リユース・リサイクルの体験の場を提供していく。

自主的に資源回収活動を行っている市民団体に対する報償金交付制度は、必要に応じて見直しを図りながら継続し、より一層の資源回収の推進を図る。

イ 排出者責任の明確化

家庭系ごみについて、排出ルールを明確化することで資源、ごみの分別の徹底を進めるとともに、排出マナーとごみに対する意識の向上を促していく。

事業系ごみについて、クリーンセンターでごみの搬入検査及び指導や広報等を通じた情報提供を行い、資源分別の徹底及び不適物の排除を進めていく。

ウ 処理手数料の適正化

家庭系ごみについて、現在刈谷市及び知立市では指定袋(有料)による収集を行っている。なお、知立市においては、指定袋を媒体に収集運搬料金の一部を徴収している。

今後は排出抑制と、より一層の費用負担の公平性確保のため、家庭系ごみについても料金徴収方法、手数料単価について検討を行った上で、刈谷知立地域全体で有料化を含めて検討を進めていく。

事業系ごみについては、収集に出せるごみ量や処理手数料等の収集・処理に係る制度面の見直しを進めていく。

エ 生活排水対策

家庭及び事業者から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・単独処理浄化槽または汲み取りから合併処理浄化槽への転換を推進
- ・公共用水域の水質汚濁防止のための生活排水対策の啓発や河川美化活動の推進
- ・リーフレットの作成
- ・広報やホームページによるPR

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

今後は、刈谷市及び知立市における硬質プラスチックの焼却処理に向けた分別区分の変更の検討など、排出されるごみや資源の性状の変化、各種法令の改正等に合わせて、適正な分別収集区分の見直しを検討する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、許可業者搬入・直接搬入による事業系一般廃棄物の受け入れを行っている。大量に事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、事業場における指導や資源の分別、処理手数料の改定といった、排出抑制・資源化の促進の強化を図っていく。

ウ 廃棄物資源化の現状と今後

現在、クリーンセンター場内の数箇所の空きスペースにおいて資源物等の一時保管を行っているが、取り立てて整備された場所ではないため、風雨や土砂等による劣化・汚れを招き、また場所が分かれているため搬出入動線が錯綜し、特に自己搬入する一般市民の車両の誘導に問題が発生している。

そこで良質かつ安全・安心な資源化を推進するため、廃炉となっている旧焼却施設を解体し、その跡地に金属類、自転車、家具等の資源物を集積する資源ストックヤードを整備する。

不燃ごみとして埋立処理している硬質プラスチック類については、サーマルリサイクルと最終処分量の低減を図るため、焼却処理への移行を検討する。

可燃物の焼却残渣については熔融処理し、熔融スラグとして資源化を行っている。平成20年度に整備されたストックヤード等を活用し、建築資材等への再利用を進める。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、公共下水道の整備を基本とするが、下水道計画区域外については合併処理浄化槽の整備や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めていく。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 排出されるごみや資源の性状の変化、各種法令の改正等により、適正に分別収集区分を見直していく。
- ◇ 事業系一般廃棄物の処理手数料の改定や、排出抑制・資源化の強化を図っていく。
- ◇ 資源ストックヤードを整備し、マテリアルリサイクル・サーマルリサイクルを進める。
- ◇ 下水道計画区域外については合併処理浄化槽の整備や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めていく。

表3 刈谷知立地域各市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (H21年)				今後 (H28年)				
刈谷市		知立市		刈谷市		知立市		
分別区分	処理方法	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理実績 (トン)	分別区分	処理実績 (トン)	
燃やせるごみ	(熱焼回収)	29,014	可燃ごみ	(熱焼回収)	13,179	可燃ごみ	36,101	
プラスチック製容器包装	刈谷知立環境組合クリーゼンター	5,233	プラスチック製容器包装ごみ	(指法定人委託)	1,942	紙製容器包装	14,658	
紙製容器包装	(指法定人委託)		飲料用ガラスびん	(売却)		プラスチック製容器包装		紙製容器包装
空きビン	(委託処理)		アルミ缶	(売却)		プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装
アルミ缶	(委託処理)		スチール缶	(売却)		ガラスびん		プラスチック製容器包装
空き缶・金属類	(売却)		ペットボトル	(指法定人委託)		アルミ缶		ガラスびん
ペットボトル	(指法定人委託)		古紙	(売却)		スチール缶・金属類		アルミ缶
紙類	(売却)	古布	(委託処理)	ベットのボトル	空き缶・金属類			
不燃ごみ	複合	1,393	不燃物	複合	568	不燃ごみ	766	
使用済み乾電池・ライター・蛍光灯	委託	66	有書ごみ	委託	23	有書ごみ	83	
粗大ごみ	複合	1,481	粗大ごみ	複合	1,077	粗大ごみ	1,835	

※分別区分については、区分された廃棄物が具体的にどのような廃棄物を指すか別紙により説明

今後 (H28年)				今後 (H28年)			
分別区分	処理方法	一次処理	二次処理	処理実績 (トン)	分別区分	処理実績 (トン)	分別区分
可燃ごみ	(熱焼回収)	刈谷知立環境組合クリーゼンター	(飛灰処理物、溶融不適物)最終処分場	36,101	可燃ごみ	36,101	可燃ごみ
紙製容器包装	再資源化	(売却)		14,658	紙製容器包装	14,658	紙製容器包装
プラスチック製容器包装	再資源化	(指法定人委託)			プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装
ガラスびん	再資源化	(売却)			ガラスびん		ガラスびん
アルミ缶	再資源化	(売却)			アルミ缶		アルミ缶
スチール缶・金属類	再資源化	(売却)			空き缶・金属類		空き缶・金属類
ペットボトル	再資源化	(指法定人委託)			ベットのボトル		ベットのボトル
古紙	再資源化	(売却)		古紙	古紙類		
古布	再資源化	(売却)		古布	布類		
不燃ごみ	複合	刈谷知立環境組合クリーゼンター	刈谷市不燃物処理場	766	不燃ごみ	766	不燃ごみ
不燃ごみ	複合	刈谷市不燃物処理場	知立市不燃物処理場		不燃ごみ		不燃ごみ
有書ごみ	委託	焼成(委託)		83	有書ごみ	83	有書ごみ
粗大ごみ	複合	刈谷知立環境組合クリーゼンター	刈谷市不燃物処理場	1,835	粗大ごみ	1,835	粗大ごみ

表3 別紙 廃棄物の具体的な分別区分

現状 (H21年)		今後 (H28年)	
刈谷市		知立市	
分別区分	廃棄物の種類	分別区分	廃棄物の種類
燃やせるごみ	生ごみ(料理くず)、紙くず、紙おむつ、目録、剪定枝、落ち葉、草、切り花、観などの腐き物、桶などの腐製品、プラスチック製容器包装、紙製容器包装のうち汚れが付着、ているもの、指定袋に入る程度の大きさの布団・毛布 など	可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、保冷剤、使い捨てカイロ、リサイクルできない衣料、綿類、皮革製品、ゴム製品、汚れた衣類、汚れたプラスチック容器包装、汚れたプラスチック容器包装ごみ、草花、落ち葉、枝木 など
プラスチック製容器包装	ポリ袋、ラップ、トレイ、パック、カップ、ラップ、プラスチック製ボトル、その他(ネット、発泡スチロール、プラスチック製のふたなど)	プラスチック製容器包装	ビニール袋、包装フィルム、レジ袋、プラスチック製ボトル、容器、トレイ、プラ製キャップ、発泡スチロール類、プラ製ネット など
紙製容器包装	紙箱類、台紙類、紙筒・カップ類、紙袋類、包装紙類、フタ類	古布	衣類、カーテン、毛布、タオル、布団カバー など
空きビン	ガラスびん(清涼飲料水、酒類、調味料、化粧品など)	飲料用ガラスびん	4色(白、黒、茶、青・緑)で分別
アルミ缶	飲料用アルミ缶	アルミ缶	アルミ缶
空き缶金属類	スチール(金属)缶、なべ・やかん類(アルミ製など含む)、缶詰類の缶、針金類(針金ハンガー含む)、お菓子の缶、はさみ、瓦物類、エアゾール缶、その他の金属類	スチール缶	スチール缶
ペットボトル	ペットボトル(飲料用、酒類用、しょうゆ用)	ペットボトル	ペットボトル
紙類	新聞(チラシ含む)、雑誌、段ボール	古紙	新聞紙(チラシ含む)、段ボール、紙パック、雑紙(週刊誌、月刊誌、漫画本、単行本、百科事典、教科書、ノート、電話帳、紙袋、各種カタログ、パンフレット、ポスター、菓子箱、古紙 など)
不燃ごみ	割れたびん・コンロなどのガラス製品、電球、割れた蛍光管、茶碗、陶器類、ホーロー製品、プラスチック製品、小型家電製品、素材が複合して分けて分けにくいもの	プラスチック製品・金属類の埋立ごみ	プラスチック製品、ビデオテープ、カセットテープ、フロッピーディスク、DVD、CD、ケータイ、フラッシュメモリー、なべ、やかん、オーブントースター、金属類、タッパー、バケツ、ポット、ボールペン、ラジオ、アルミホイール など
使用済み乾電池・ライタール	使用済み乾電池、ライター、蛍光管	埋立ごみ	ライター、ガラス類(化粧用びん・耐熱ガラス・グラスなどのガラス製品、飲料用以外のガラスびん、電球、割れた蛍光管)、陶磁器類、プロック、土、灰 など
粗大ごみ	指定回収袋に入らない生活用品	有書ごみ	乾電池、蛍光管、水銀を使用した体温計
		粗大ごみ	集積所に設置されているかごの大きさ(縦39cm×横54cm×高さ30cm)を超えるもの

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル 推進施設 (ストックヤード)	ストックヤード整備事業	270m ²	刈谷市半城土町 東田46番地 (市有地)	H24～H25

(整備理由)

事業番号1 資源物の再生利用促進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業		直近の整備済 基数(基) (平成21年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業(刈谷市)	49	300	1,950	H23～H27
	浄化槽設置整備事業(知立市)	107	144	825	H23～H27
合計		156	444	2,775	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	ストックヤード整備事業(事業番号1) に係る実施設計等調査事業	実施設計等 廃焼却炉解体撤去設計等 廃焼却炉解体前ダイオキシン類調査	H23

(5) その他の施策

刈谷知立地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

現在、クリーンセンターでは焼却灰を溶融処理し、資源として利用が可能なメタル・スラグ化を行っている。

溶融メタルについては既に全量が再生利用されているが、溶融スラグについてもコンクリート二次製品、土木事業への利用拡大を図り、全量資源化の実現を目指す。

また、刈谷市では有機性廃棄物のリサイクルを進めるため、公園や街路等の公共用地から発生する剪定枝の堆肥化などを試行し、事業化可能な部分から有機性廃棄物の資源化を図っている。

イ 廃家電等のリサイクルに関する普及啓発

特定家庭用機器再商品化法及び資源有効利用促進法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店、リサイクルショップ等と協力して普及啓発を実施する。

ウ 不法投棄対策

市民の協力のもと、警察・関係機関・団体等とも連携を図りながら、パトロールや監視を実施するなど、監視・指導体制の強化を行い、不法投棄防止を図る。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

愛知県内の全ての市町村及び一部事務組合において「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書」（平成 8 年 3 月 12 日）を締結、構成市では、安城市、碧南市及び高浜市との間で「衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定」（平成 12 年 1 月 17 日）を締結、また、刈谷市及び刈谷知立環境組合においては、三河知多清掃施設連絡協議会の会員との間に「し尿及びごみ処理相互援助に関する協定」（平成 7 年 11 月 15 日）を締結しており、災害時の廃棄物処理業務について相互応援体制を取っている。

また、構成市の地域防災計画により、災害時は収集運搬器材、仮置場及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、廃棄物の適正な処理を図る。

※ 仮置場 …刈谷市地震災害廃棄物処理計画（平成 21 年 3 月）
知立市災害廃棄物処理計画（平成 19 年 3 月）による。

※ 最終処分場 …刈谷市不燃物理立場及び知立市不燃物処理場とする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

刈谷市、知立市及び刈谷知立環境組合は、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて愛知県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (平成22年度)

1 地域の概要	(1)地域名 刈谷知立地域	(2)地域内人口 215,229人	(3)地域面積 66.79 km ²
	(4)構成市町村等名 刈谷知立環境組合、刈谷市、知立市	(5)地域の要件 人口 面積 沖繩 離島 豪雪 山村 半島 過疎 その他	
	(6)構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況 刈谷市、知立市		
	①組合を構成する市町村： 刈谷市、知立市		
	②設立(予定)年月日： 昭和41年10月6日 (設立)、認可予定		
	③設立されていない場合、今後の見通し： -		

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)							目 標
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成28年度	
人口	(人)	206,687	208,932	211,226	214,010	214,527	214,627	224,250 (H21比 4.5)	
事業所数	(所)	7,736	7,783	7,829	7,823	7,816	7,810	7,762 (H21比 -0.6)	
事業系総排出量(トン)	うち焼却量(トン)	22,042	22,218	23,219	24,022	23,164	20,453	16,913 (H21比-17.3)	
	1事業所あたりの排出量(kg/事業所)	2,849.3	2,854.7	2,965.8	3,070.7	2,963.7	2,618.8	15,971 (H21比-19.5)	
	うち焼却量(kg/事業所)	2,693.3	2,721.8	2,824.2	2,895.1	2,804.0	2,539.8	2,178.9 (H21比-16.8)	
家庭系総排出量(トン)	うち焼却量(トン)	57,039	57,616	57,207	56,182	55,614	53,976	53,443 (H21比 -1.0)	
	うち焼却量(トン)	47,012	47,537	47,211	46,262	45,417	42,193	36,101 (H21比-14.4)	
	1人当たりの排出量(kg/人)	244.8	243.2	238.4	230.2	228.3	218.1	173.0 (H21比-20.7)	
合計事業系家庭系排出量合計(トン)	うち焼却量(kg/人)	227.5	227.5	223.5	216.2	211.7	196.6	161.0 (H21比-18.1)	
	うち焼却量(kg/人)	79,081	79,834	80,426	80,204	78,778	74,429	70,356 (H21比 -5.5)	
	うち焼却量 [破碎可燃物含む] (トン)	68,571	69,349	70,048	69,732	68,397	63,687	52,831 (H21比-17.0)	
再生利用量	1人当たりの合計排出量(kg/人)	351.5	349.5	348.3	342.5	336.3	313.4	248.4 (H21比-20.7)	
	うち焼却量 [破碎可燃物含む] (kg/人)	331.8	331.9	331.6	325.8	318.8	296.7	235.6 (H21比-20.6)	
	直接資源化量(トン)	6,439 (8.1)	6,807 (8.5)	6,846 (8.5)	6,913 (8.6)	6,630 (8.5)	7,175 (9.7)	14,658 (20.9)	
中間処理による減量化量	熱資源化量(トン)	10,264 (13.0)	11,006 (13.8)	11,217 (13.9)	11,157 (13.9)	11,156 (14.2)	13,808 (18.6)	24,561 (34.9)	
	減量化量(年間の発電電力量 MWh)	0	0	0	0	0	26,057	21,615	
	埋立最終処分量(トン)	57,965 (73.3)	58,638 (73.4)	58,825 (73.1)	58,411 (72.8)	58,826 (74.7)	57,147 (76.8)	47,284 (67.2)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	13,635 (17.2)	13,364 (16.7)	13,624 (16.9)	13,910 (17.3)	12,295 (15.6)	6,935 (9.3)	3,758 (5.3)	

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付。(別紙参考を参照)

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			備考
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	
熱回収施設	刈谷知立環境組合	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	有	291トン/日	H21.4	-		継続
		電気式灰溶融炉	有	30トン/日				
破碎・選別施設	刈谷知立環境組合	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	有	240トン/日	S61.4	H21.3	老朽化	
		併用方式	有	30トン/5h	S61.4	-	資源物の再生利用促進	H26.3
マテリアルサイクル推進施設(ストックヤード)	刈谷市	準好気性埋立構造	有	87,000m ³	H 9.4			継続
最終処分場	知立市	準好気性埋立構造	有	46,553m ³	S62.4			継続
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設	刈谷市	膜分離高負荷微量処理方式	無	100kL/日	H16.3			継続
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設	知立市・豊田市	膜分離高負荷微量処理方式	有	350kL/日	S40.3			継続

※ 計画地域内の施設(現況、予定)を地図上に示したものを添付。

4 生活排水処理の現状と目標

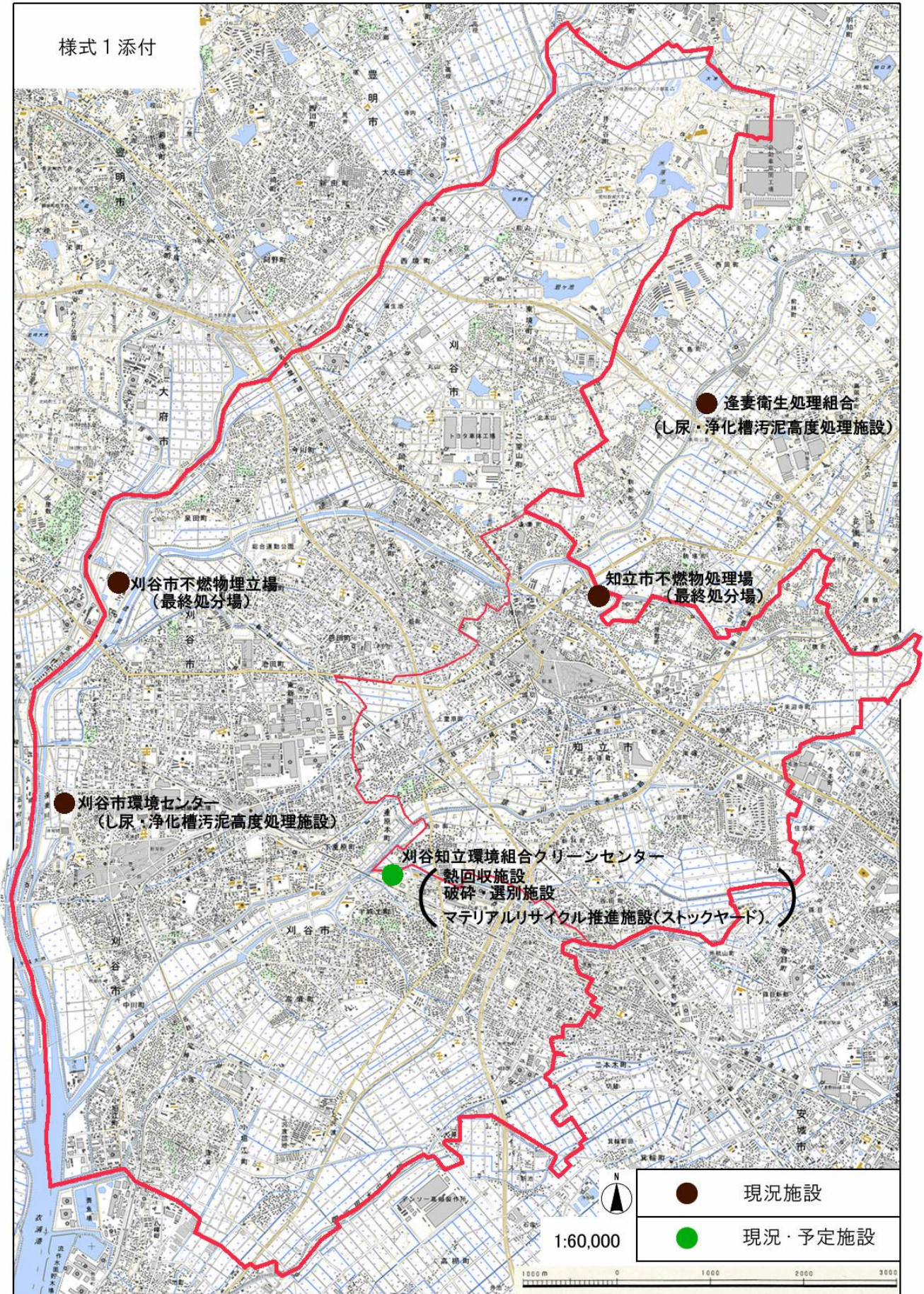
指標・単位	年	過去の状況・現状										目標
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
総人口		206,687	208,932	211,226	214,010	214,527	214,627	214,627	214,627	214,627	214,627	224,250
下水道		100,686	106,776	111,885	117,688	123,475	130,426	130,426	130,426	130,426	130,426	155,449
下水道衛生処理率又は汚水処理人口普及率		48.7%	51.1%	53.0%	55.0%	57.6%	60.8%	60.8%	60.8%	60.8%	60.8%	69.3%
集落排水施設等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併浄化槽		29,203	31,706	34,712	36,125	38,580	41,871	41,871	41,871	41,871	41,871	42,904
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率		14.1%	15.2%	16.4%	16.9%	18.0%	19.5%	19.5%	19.5%	19.5%	19.5%	19.1%
未処理人口		76,798	70,450	64,629	60,197	52,472	42,330	42,330	42,330	42,330	42,330	25,897

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付。(添付資料)

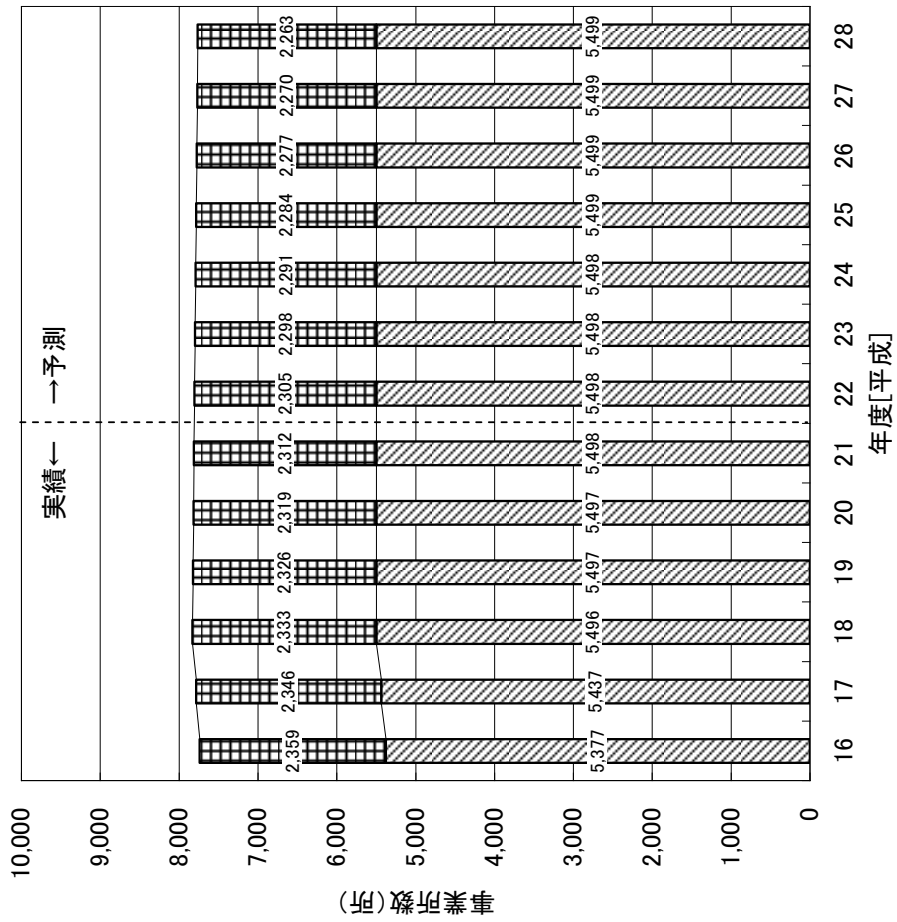
5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年次	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	刈谷市	938	5,630	H1	300	1,950	H28	
浄化槽設置整備事業	知立市	614	3,655	H16	144	825	H28	

様式1 添付

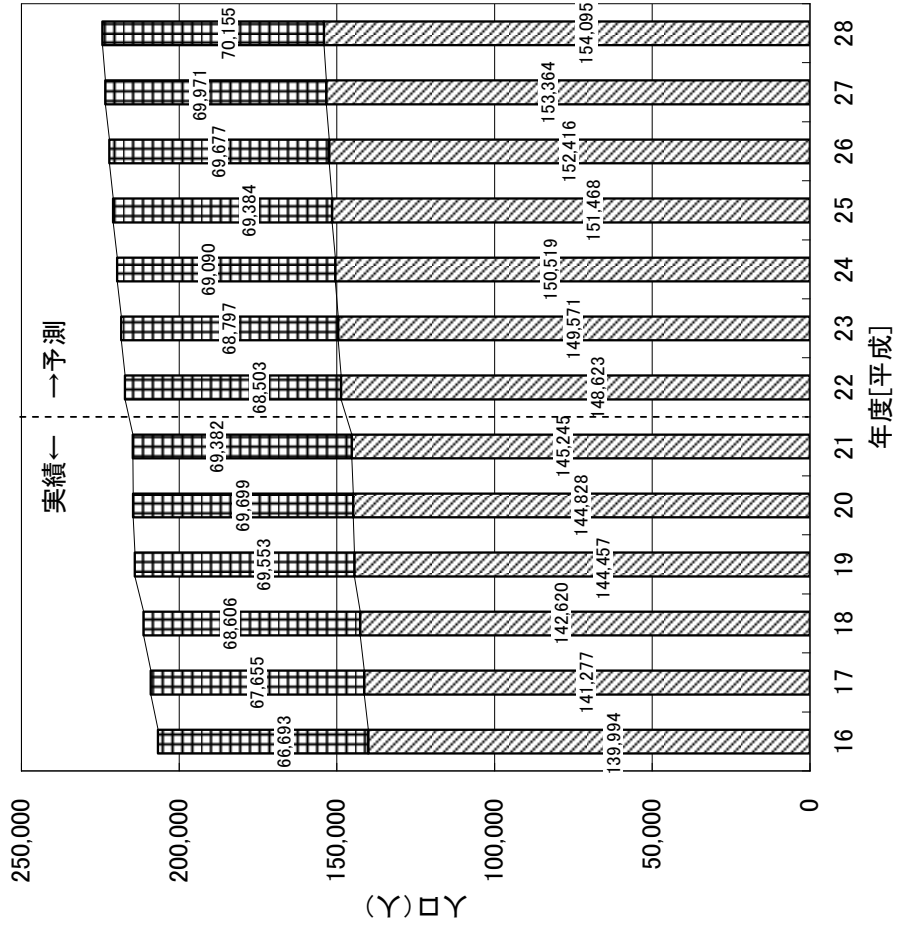


様式1 添付トレンドグラフ(事業所数)



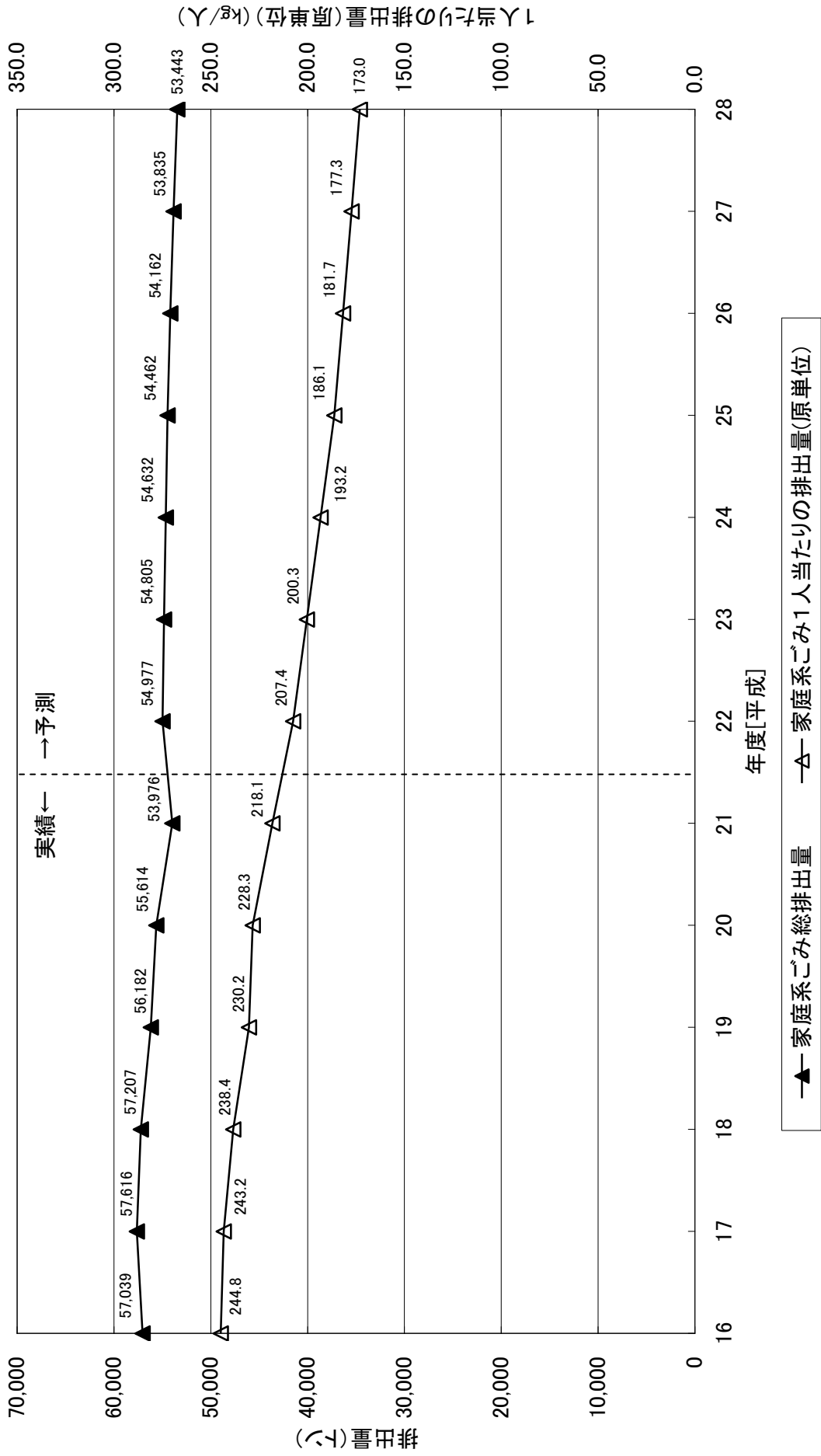
刈谷市 田知立市

様式1 添付トレンドグラフ(人口)

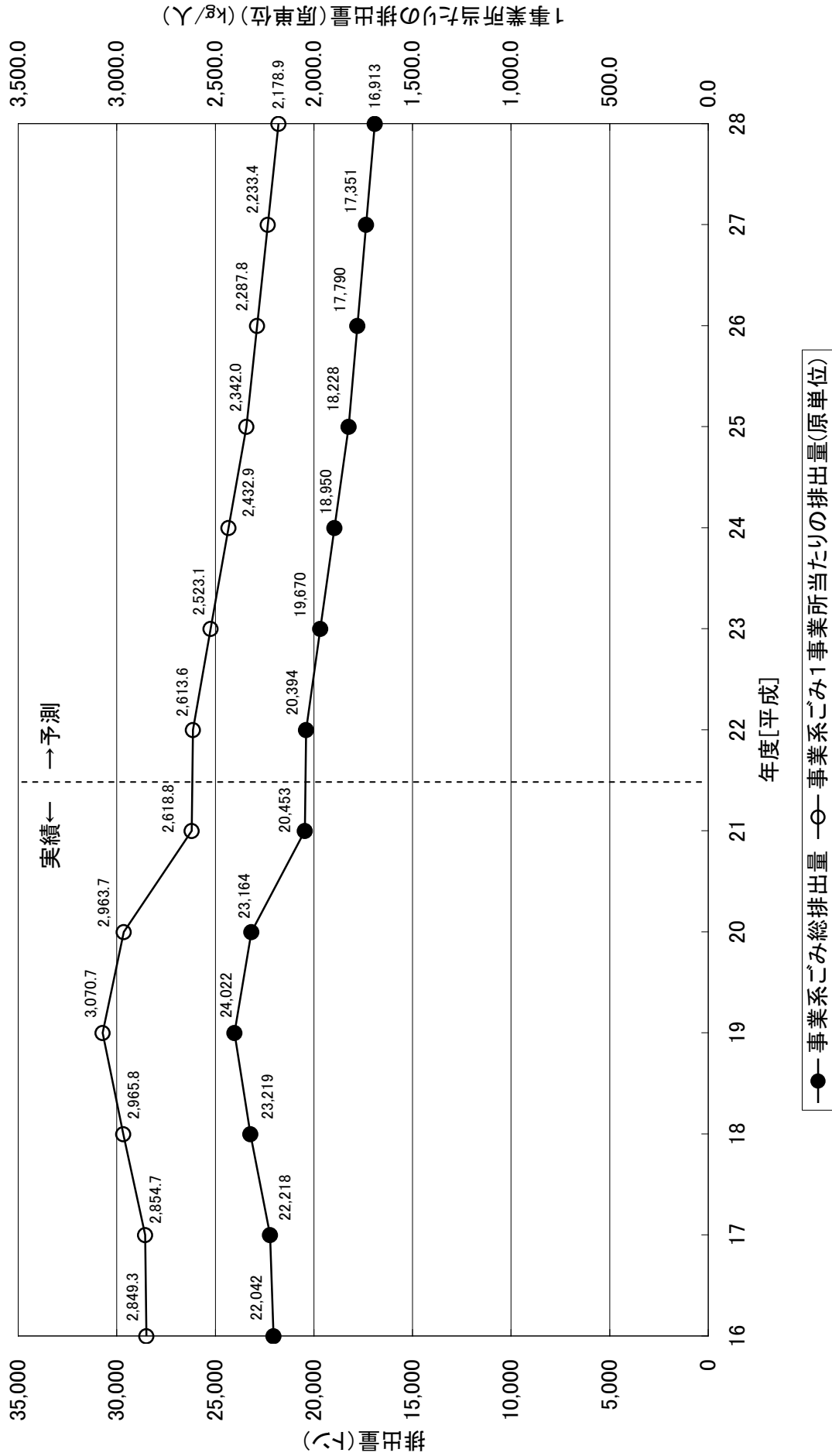


刈谷市 田知立市

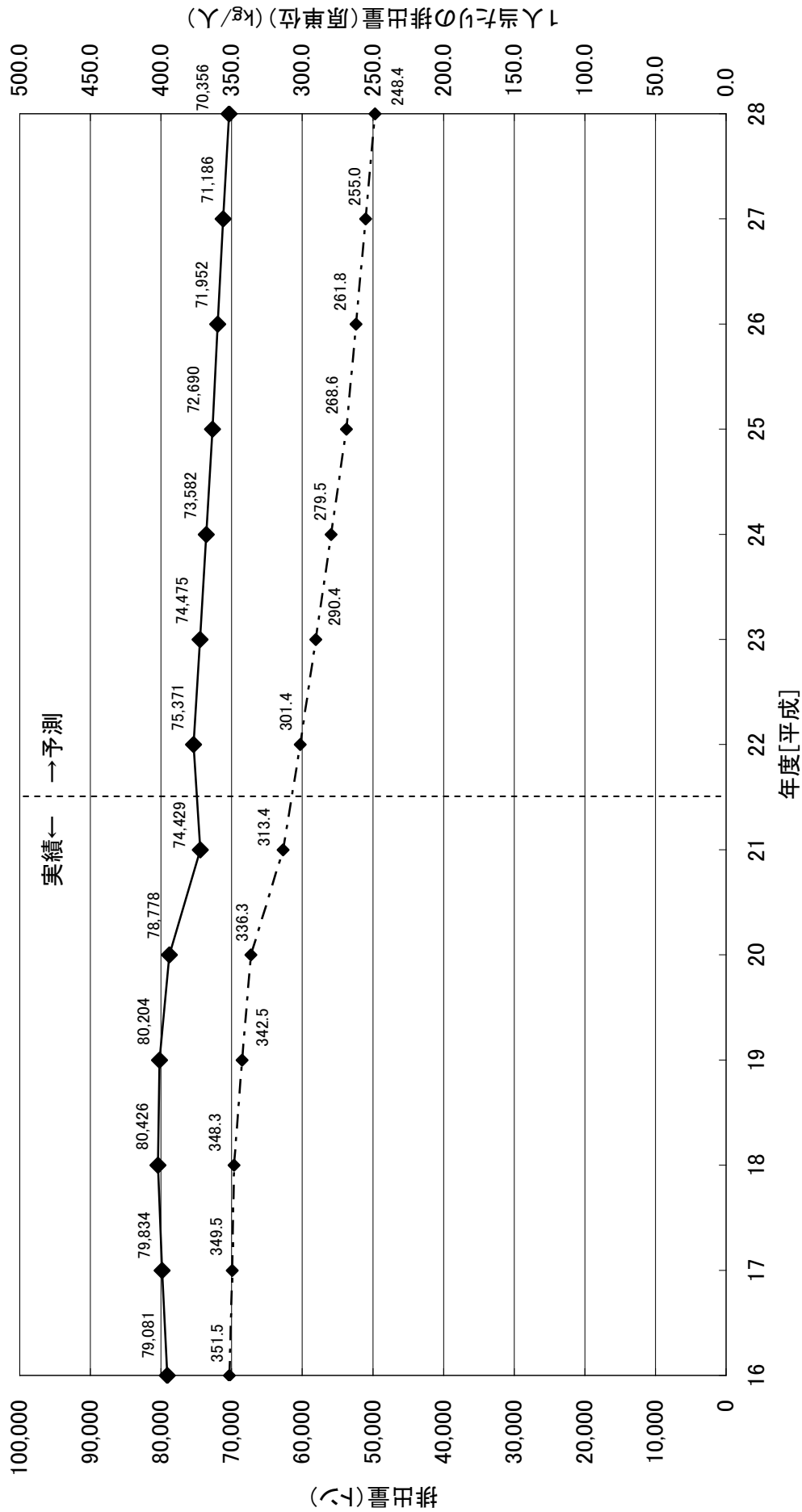
様式1 添付トレンドグラフ(家庭系ごみ排出量・原単位)



様式1 添付トレンドグラフ(事業系ごみ排出量・原単位)

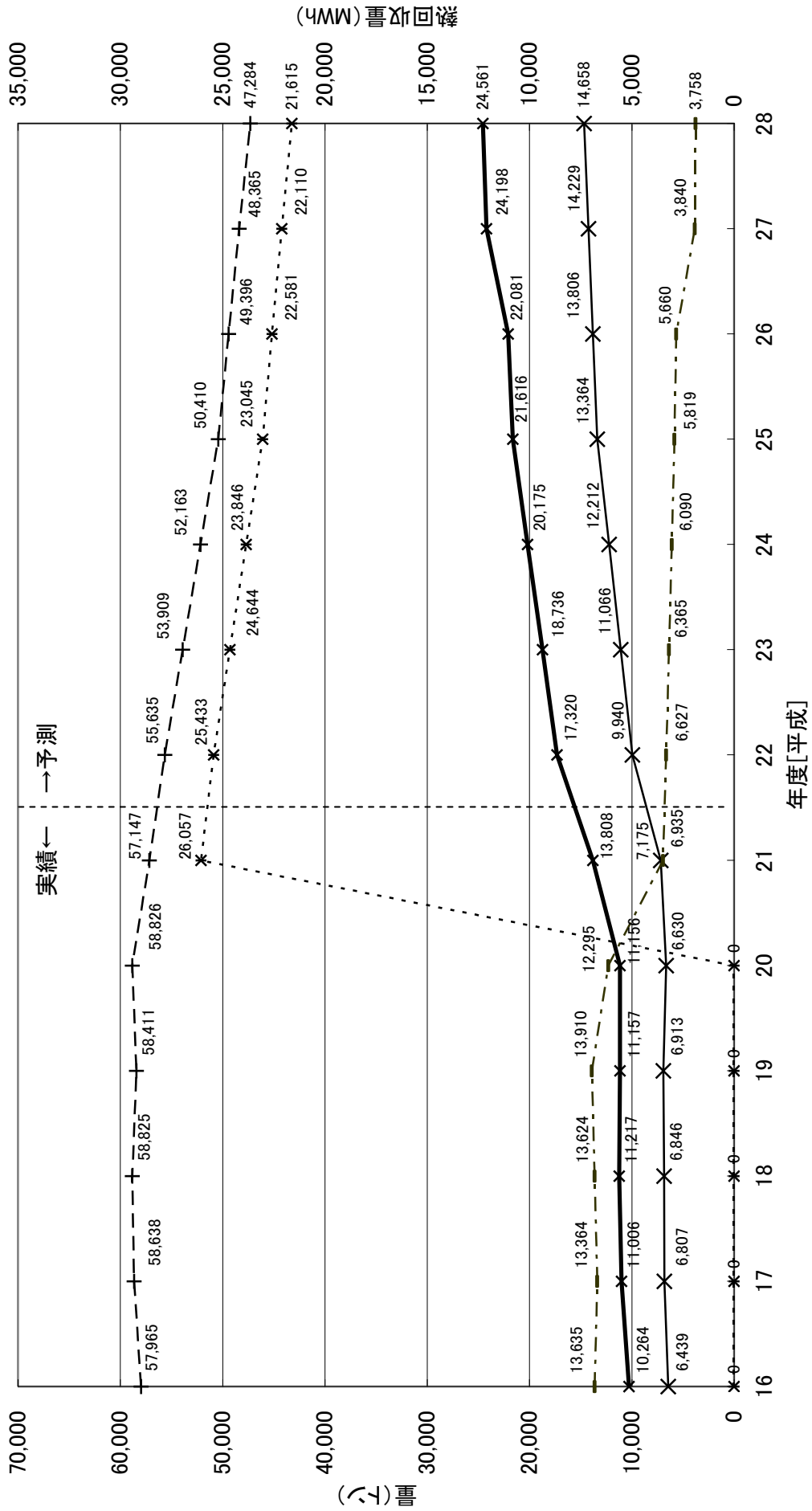


様式1 添付トレンドグラフ(事業系家庭系ごみ排出量合計・原単位)



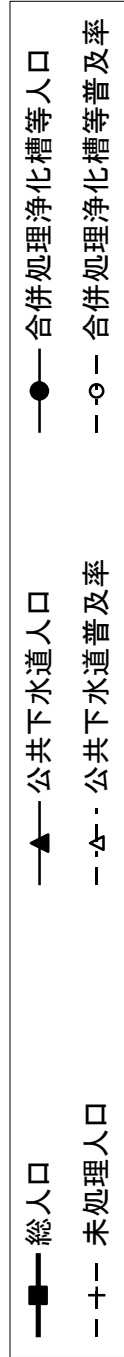
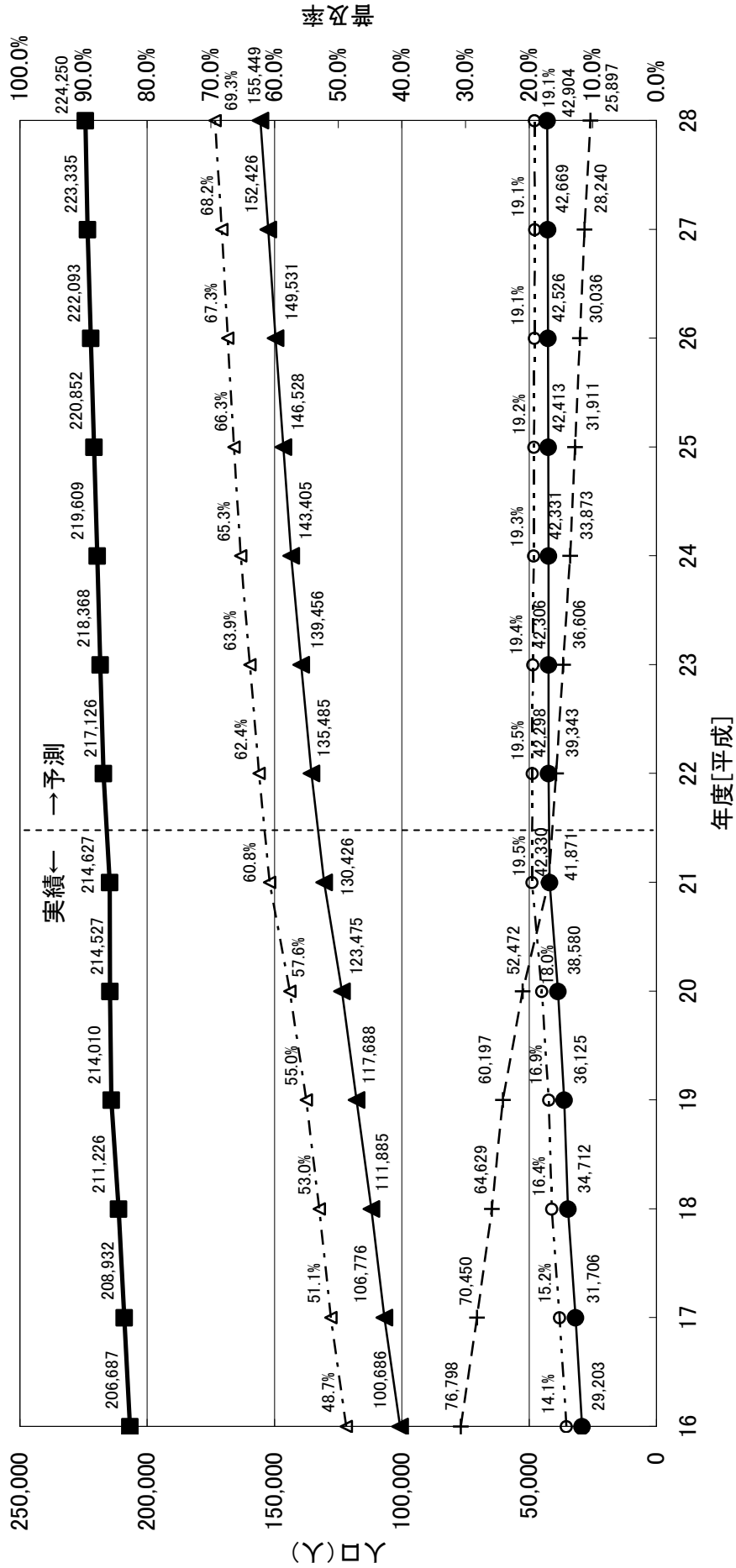
—◆— 事業系家庭系排出量合計 - -◆- 1人当たりの排出量合計

様式1 添付トレンドグラフ(再生利用量、中間処理量、中間処理による減量化量、最終処分量、熱回収量)



—x— 総資源化量 —+— 減量化量 —*— 埋立最終処分量 —*— 熱回収量

様式1 添付トレンドグラフ(生活排水処理)



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 2 2 年度)

事業種別 事業名称	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 交付期間 開始 終了	総事業費 (千円)					交付対象事業費 (千円)					備考		
					平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度			
○再生利用に関する事業					625,220	0	183,045	442,175	0	0	514,567	0	163,682	350,885	0	0	
マテリアルリサイクル推進 施設 (ストックヤード)	1	刈谷知立 探鉱組合	270 m ²	H24 H25	625,220		183,045	442,175			514,567		163,682	350,885			廃材処分解体を 含む
○浄化槽に関する事業					149,789	48,268	23,338	26,061	26,061	26,061	144,814	48,268	22,668	24,626	24,626	24,626	
浄化槽設置整備	2	刈谷市	300 基	H23 H27	104,630	20,926	20,926	20,926	20,926	20,926	104,630	20,926	20,926	20,926	20,926	20,926	
浄化槽設置整備	2	知立市	144 基	H23 H27	45,159	27,342	2,412	5,135	5,135	5,135	40,184	27,342	1,742	3,700	3,700	3,700	
○施設整備に関する計画支援に 関する事業					11,760	11,760	0	0	0	0	11,760	11,760	0	0	0	0	
マテリアルリサイクル推進 施設 (ストックヤード)	31	刈谷知立 探鉱組合		H23	11,760	11,760					11,760	11,760					1.整備のための実 施設計・調査等
合 計					788,769	60,028	206,383	468,236	26,061	26,061	671,141	60,028	188,350	375,511	24,626	24,626	

刈谷知立探鉱組合構成市町村：刈谷市、知立市

※1 事業番号については、計画本文3 (3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施設のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間 開始 終了	交付金の 必要の 要否	事業計画					備考
							平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	
発生抑制、 再生利用の推 進に関するもの	101	ごみ減量化の促進	チラシ・冊子を配布するとともに、レジ袋削減・マイバッグ推進など企業との連携を図りながら、ごみの減量化を促進する。	知立 立谷 市	H23 H27							3(1)ア
							継続実施					
	102	市民行動イベントの実施	530運動(刈谷市)、7万人クリーンサンデー(知立市)などのイベントを通じ、ごみに対する市民意識の向上を図る。	知立 立谷 市	H23 H27							3(1)ア
							継続実施					
	103	施設見学会の実施	刈谷知立環境組合クリーンセンターの見学を通じ、ごみ処理への理解とごみ分別・減量化の啓発を図る。	環刈 境谷 知立 組合	H23 H27							3(1)ア
							継続実施					
	104	リサイクルショップによる展示販売	市民が持ち寄った不要品及び再生補修家具の販売を通じてリユース・リサイクル体験の場を提供し、資源化への啓発を図る。	環刈 境谷 知立 組合	H23 H27							3(1)ア
							継続実施					
	105	資源回収団体に対する奨励金の交付	子供会等の資源回収団体に対する奨励金の交付を継続し、ごみの減量化、資源の有効利用の推進を図る。	知立 立谷 市	H23 H27							3(1)ア
							継続実施					
処理体制の 構築、変更 に関するもの	106	家庭系ごみの排出ルールの明確化	家庭系ごみの分別について、ポスター等を通じて具体的な廃棄物の種類と分別区分を明示し、ごみ分別の徹底を進める。	知立 立谷 市	H23 H27							3(1)イ
							継続実施					
	107	事業系ごみの検査・指導	グリーンセンターでごみの搬入検査及び指導を行い、不適物を排除するとともに、排出事業者に対し積極的な排出抑制、分別の徹底を進める。	環刈 境谷 知立 組合	H23 H27							3(1)イ
							継続実施					
	108	家庭系ごみの費用負担検討	家庭系ごみの処理に必要な費用について、料金徴収方法、手数料単価について検討を行い、有料化を含めた調査・研究を進める。	知立 立谷 市	H23 H27							3(1)ウ
							検討・段階的変更					
	109	事業系ごみ処理手数料の適正化	収集に出せるごみ量や、処理手数料等の収集・処理に係る制度面の見直しを進める。	環刈 境谷 知立 組合	H23 H27							3(1)ウ
							検討・段階的変更					
	110	生活排水汚濁負荷削減対策の啓発強化	生活排水の汚濁負荷削減に資する各種啓発活動の強化を図る。	知立 立谷 市	H23 H27							3(1)エ
							普及啓発					
処理施設の 整備に関するもの	21	家庭系ごみの分別区分の変更	家庭系ごみからの紙製容器包装、硬質プラスチック類の分別区分変更の検討	知立 立谷 市	H23 H27							3(2)ア
							分別区分変更に向けた検討					
22	合併処理浄化槽への切替	下水道計画区域外については合併処理浄化槽の整備や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めていく。	知立 立谷 市	H23 H27							3(2)エ	
							整備・転向促進					
処理施設の 整備に関するもの	1	ストックヤード整備	ストックヤードの整備用地にある廃焼却炉の解体撤去、ストックヤードの整備	環刈 境谷 知立 組合	H24 H25	○						3(3)ア 関連事業 31
2	合併処理浄化槽整備推進事業	合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換について補助金を交付	知立 立谷 市	H23 H27	○							3(3)イ
							合併処理浄化槽整備推進					
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援	廃焼却炉解体撤去設計、実施設計、灰焼却炉解体前ダイオキシン類調査等	環刈 境谷 知立 組合	H23 H23	○						3(4) 関連事業1
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	溶融スラグの全量資源化の実現	環刈 境谷 知立 組合	H23 H27							3(5)ア
							事業に向けた検討、体制の構築					
	42	再生利用品の需要拡大事業	有機性廃棄物資源化	刈 立 谷 市	H23 H27							3(5)ア
							事業に向けた検討、体制の構築					
	43	家電のリサイクルに関する普及啓発	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に関する啓発の実施	知立 立谷 市	H23 H27							3(5)イ
						普及啓発						
44	不法投棄対策	パトロールや監視、立入検査の実施等による不法投棄防止の監視・指導体制の強化	知立 立谷 市	H23 H27							3(5)ウ	
							パトロールや監視、立入検査の実施					
45	災害時の廃棄物処理体制の整備	災害廃棄物処理の相互扶助体制整備	知立 立谷 市	H23 H27							3(5)エ	
							体制整備に向けた検討					

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

【参考資料様式1】

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	刈谷知立環境組合
(2) 施設名称	ストックヤード（仮称）
(3) 工期	平成 24 年度 ～ 平成 25 年度
(4) 施設規模	270m ²
(5) 形式及び処理方式	ストックヤード
(6) 地域計画内の役割	資源物の保管による再資源化促進
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	① 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	不燃ごみ(硬質プラスチック類)、金属類、自転車、家具等
-------------	-----------------------------

(9) 事業計画額	総事業費 625,220 千円（内、交付対象事業費 514,567 千円）
-----------	---------------------------------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	刈谷市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：公共用水域の水質汚濁防止 内容：浄化槽（BOD 除去率 90%以上、放流水 BOD 20mg/ℓ以下）
(4) 事業期間	平成 23 年度～平成 27 年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第 4 条第 1 項の認可を受けた事業計画に定められた 予定処理区域以外の地域のうち、水質汚濁の著しい閉鎖性水域 の流域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 104,630 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (1,950 人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	105 基 (525 人分)	基	34,860,000	32,550,000	32,550,000
6～7 人槽	175 基 (1,225 人分)	基	72,450,000	63,000,000	63,000,000
8～10 人槽	20 基 (200 人分)	基	10,960,000	9,080,000	9,080,000
11～20 人槽	基 (人分)	基			
21～30 人槽	基 (人分)	基			
31～50 人槽	基 (人分)	基			
51 人槽以上	基 (人分)	基			
改 築	基				
計画策定調査費					
合 計	300 基 (1,950 人分) 改築を除く	基	118,270,000	104,630,000	104,630,000

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基(人分)	基			
6～7人槽	基(人分)	基			
8～10人槽	基(人分)	基			
11～15人槽	基(人分)	基			
16～20人槽	基(人分)	基			
21～25人槽	基(人分)	基			
26～30人槽	基(人分)	基			
31～40人槽	基(人分)	基			
41～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
事務費等	必要に応じて区分名を修正して記載				
合計	基(人分)	基			

- 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 _____ 市町村世帯数 _____
対象地域人口 _____ 対象地域世帯数 _____

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	知立市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、主に住宅の用に供する建物に10人槽以下の浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成23年度～平成27年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)ア(キ)その他人口増加の著しい地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 40,184千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (825人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	99基(495人分)	基	32,868,000	29,038,000	25,838,000
6～7人槽	40基(280人分)	基	16,560,000	13,112,000	12,006,000
8～10人槽	5基(50人分)	基	2,740,000	3,009,000	2,340,000
11～20人槽	基(人分)	基			
21～30人槽	基(人分)	基			
31～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	144基(825人分) 改築を除く	基	52,168,000	45,159,000	40,184,000

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基(人分)	基			
6～7人槽	基(人分)	基			
8～10人槽	基(人分)	基			
11～15人槽	基(人分)	基			
16～20人槽	基(人分)	基			
21～25人槽	基(人分)	基			
26～30人槽	基(人分)	基			
31～40人槽	基(人分)	基			
41～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
事務費等	必要に応じて区分名を修正して記載				
合計	基(人分)	基			

- 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 _____ 市町村世帯数 _____
対象地域人口 _____ 対象地域世帯数 _____

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

計画支援概要

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	刈谷知立環境組合		
(2) 事業目的	ストックヤード施設整備のため		
(3) 事業名称	ストックヤード整備事業に係る実施設計等調査事業		
(4) 事業期間	平成23年度		
(5) 事業概要	資源物の再資源化に資するためのストックヤードを整備するにあたり、その実施設計等の調査を行う。 また、用地確保のために廃焼却炉の解体が必要であるが、そのダイオキシン類調査及び解体撤去設計を行う。		
(6) 事業計画額	11,760千円		